平成２８年（フ）第９５４号
千葉県船橋市習志野４丁目２番５号　サン・モール・ハイツ201号
債務者　宮嶋　勝男
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９７８号
千葉市美浜区高洲２丁目８番７棟404号
債務者　池上　希望
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９４号
新潟市東区空港西２丁目18番５号
債務者　山崎　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３９号
山梨県南アルプス市藤田2141番地１
債務者　村松美登里
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４０号
山梨県南アルプス市藤田2141番地１
債務者　村松　沙紀
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２４４号
山梨県中央市山之神1202番地20、前住所山梨県甲府市伊勢４丁目３番11号　カロリータウン12　103号室
債務者　佐藤　隆成
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第７２号
長野県茅野市宮川6718番地41
債務者　田名邉睦実
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第６９号
岐阜県可児市中恵土1321番地　ＳＷＡＮ　ＳＴＹＬＥ－405、前住所岐阜県土岐市下石陶史台３丁目88番地
債務者　深川　　大
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第１３５２号
愛知県春日井市春日井上ノ町字割畑105番地２　Ｊ＆Ｊふれあいホーム１号棟105号室、従前の住所愛知県春日井市藤山台３丁目１番地７　304号棟105号室
債務者　岩田　健二
1　決定年月日時　平成28年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４２７号
名古屋市西区市場木町441番地　プリンスハイツ庄内緑地公園1103号
債務者　横井　友美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６１号
三重県津市新町１丁目５番22号　中村ビル２階
債務者　阪口　裕次
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８７号
三重県津市神戸1257番地１　グランシャリオ202号、前住所三重県松阪市駅部田町11番地４
債務者　上地　健裕
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１８９号
三重県鈴鹿市白子３丁目11番３号　セジュール和田　201号
債務者　石﨑　利子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１５０号
滋賀県東近江市建部日吉町458番地９、前住所滋賀県東近江市市子川原町728番地６
債務者　村井　幸男
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１５１号
滋賀県東近江市建部日吉町458番地９
債務者　村井　きよ
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１５５号
滋賀県蒲生郡竜王町山之上2910番地、（住民票上の住所）滋賀県近江八幡市八幡町48番地８、（前住所）滋賀県近江八幡市市井町57番地４
債務者　大谷　昌也
1　決定年月日時　平成28年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月19日まで
大津地方裁判所彦根支部